



合併処理浄化槽設置費補助金のお知らせ

問 下水道課総務係（水道庁舎 ☎23-3331内線411）

市では、浄化槽の普及促進のため、下水道事業の認可区域を除く市内全域で、合併処理浄化槽を設置する方に補助金を交付しています。

補助対象者（次の全ての要件を満たす方）

- ① 専用住宅、店舗等併用住宅に浄化槽を設置しようとする個人
※店舗等併用住宅の場合、店舗等部分に係る人槽分は補助対象から除きます
- ② 市税を滞納していない
- ③ 賃貸住宅の場合、賃貸人の承諾を得ている
- ④ 来年3月20日までに設置工事・諸手続きを終了

補助対象の浄化槽

- 処理対象人員が10人以下
- 機能や保証登録状況などが一定要件を満たす

補助金額

- 浄化槽の設置に係る最小限度の費用（千円未満の端数金額は切り捨て）
 - 浄化槽の大きさと補助金限度額

5人槽	64万6千円
6～7人槽	80万9千円
8～10人槽	108万6千円
- ※人槽は、住宅の延床面積などで決まります。実際に住む方の人数ではありません

予約方法など

先着順に受け付けします。施工業者と相談の上、お早めに予約申し込みを行ってください。

● 申込用紙配布場所

市水道庁舎（網代町14番地7）2階下水道課
市ホームページからダウンロード

※既存住宅・新築住宅合わせて35基程度の補助を予定し、募集枠に到達しだい締め切りです

その他

浄化槽の設置後には、保守点検・清掃・法定検査の受検などが義務付けられ、費用は浄化槽設置者の負担となります。

また、この補助金の交付を受けて合併処理浄化槽を設置した家屋の所在地に公共下水道が整備されることになった場合には、速やかに公共下水道に接続していただきます。

水洗トイレの改造工事・排水設備工事に係る費用は補助金の対象外、既存住宅に浄化槽を設置する場合には、無利子の貸付制度を用意しています



軽自動車税の減免制度

問 税務課資産税係（市役所1階⑭番窓口 ☎23-3331内線265）
大滝総合支所地域振興課（☎68-6111）

「身体障害者手帳」「戦傷病者手帳」「療育手帳A判定」「精神障害者保健福祉手帳1級」の交付を受けている方などは、一人につき1台分に限り、軽自動車税の減免を受けられる場合がありますので、期間内に申請手続きを行ってください。

期間を過ぎた場合や、軽自動車税お支払い後の減免はできません。

また、既に自動車税の減免を受けている場合は、重複し減免を受けることはできません。

毎年必要な手続きですので、忘れないで行ってください。

申込期間 5月11日(金)～24日(木)

手続きに必要なもの

軽自動車税納税通知書、印鑑、運転免許証、交付を受けている手帳など

軽自動車税の障がい減免 対象一覧表

障がいの区分		障害の級別
視覚障害		1～4級
聴覚障害		2～3級
平衡機能障害		3級・5級
音声機能障害		3級 ※1
上肢不自由		1～3級
下肢不自由		1～6級
体幹不自由		1～3級・5級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1～3級
	移動機能	1～6級
心臓機能障害		1級・3～4級
じん臓機能障害		1級・3～4級
呼吸器機能障害		1級・3～4級
ぼうこうまたは直腸の機能障害		1級・3～4級
小腸の機能障害		1級・3～4級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1～4級
肝臓機能障害		1～4級
知的障がい者		A判定
精神障がい者		1級
戦傷病者		※2

※1 喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る

※2 担当までお問い合わせください



暮らしの法律講座 林弁護士に聞いてみよう

☎ 市民課市民係（市役所1階⑩番窓口 ☎23-3331内線273）



伊達噴火湾法律事務所
弁護士 林 正 樹

第15回 「②被害者になってしまったら…」 ～その3 「損害賠償命令の制度」について

これまで、犯罪被害者が犯人に対して損害賠償を求める場合には、自ら民事裁判を起こしたりしなければなりません。

民事裁判だと、判決までに1年以上かかることも稀ではなく、また高額な裁判費用（印紙代）も被害者の権利救済を妨げる要因になっていました。

しかし、平成20年12月から施行された「損害賠償命令制度」では次のような点で被害者が利用しやすい制度になったと言えます。

①申立費用は2,000円

損害賠償命令制度を申し立てる際に必要な印紙代は、請求金額に関係なく2,000円とされています。

②手続は原則4回以内

民事裁判のようにずるずると長期化させないためにも、原則4回以内に裁判所が決定を出すことになっています。

③刑事裁判の記録がそのまま証拠として使える

通常の民事裁判の場合、被害者の方で一から証拠を出さなければならないのに対して、損害賠償命令制度では、刑事事件の記録がそのまま証拠になるので、立証の負担が格段に減少しました。

もっとも、損害賠償命令の審理は、刑事裁判の判決が出てからでないと始まらないため、刑事裁判が長引いた場合には、損害賠償命令の審理も遅れることとなります。

また、一定の重大な犯罪などでしか利用できないため、全ての犯罪被害者が利用できるわけではありません（残念ながら交通事故被害者は利用できません）。

今回は「③裁判員に選任されてしまったら…」というテーマでお話しします。



平成24年度から始まる市の計画をお知らせします

☎ 市役所（☎23-3331）

①第2期伊達市障がい者計画・

第3期伊達市障がい福祉計画

急速に社会環境が変化する中でも、障がい者が年齢や障がい種別などに関わりなく、身近なところで必要なサービスを受けながら安心して暮らせる地域づくりが必要です。障がい者福祉施策が大きな転換期を迎えている中、施策の進捗状況、社会情勢、障がいのある人のニーズを踏まえ各種施策を展開するため、平成24年度から平成30年度までを計画期間とする「第2期伊達市障がい者計画」および、平成24年度から平成26年度までを計画期間とする「第3期伊達市障がい福祉計画」を策定しました。

☎ 社会福祉課障がい者福祉係（☎内線308・319）

②伊達市高齢者保健福祉計画・

介護保険事業計画 第5期計画

医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の構築を推進し、高齢者がいきいきと暮らせるよう目標を設定し、その目標達成に向けた様々な施策を推進する計画として老人福祉法および介護保険法に基づき

平成24年度から平成26年度までを計画期間とする伊達市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画第5期計画を策定しました。

☎ 高齢福祉課介護保険係（☎内線304）

高齢者福祉係（☎内線302）

③第2次伊達市男女共同参画基本計画

平成16年3月に「伊達市男女共同参画基本計画」を策定しましたが、この計画の策定から8年が経過し、近年、少子高齢化や社会・経済情勢の変化にともない、人々の価値観やライフスタイルもますます多様化するとともに、男女共同参画に関する人々の意識は少しずつ変化してきました。

「伊達市男女共同参画基本計画」が平成24年3月をもって8年間の計画期間を終えることから、このたび、計画期間として平成24年度から平成33年度までの「第2次伊達市男女共同参画基本計画」を策定しました。

☎ 企画課企画調整係（☎内線212・213）

詳しい内容は、市ホームページで公開しています。